

答申第 590 号

平成 26 年 9 月 24 日

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 5 月 2 日付けで諮問された特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件（その 2）（諮問第 643 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、異議申立ての対象となった情報のうち、特定の県立高等学校と同様の防水工事を行った学校における室内化学物質調査の結果報告書以外の文書を、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 不存在文書について

以下に掲げた文書は全て、特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）で発生した事故（以下「本件事故」という。）に関する重要な資料であるため、再度の調査をし、公開することを要望する。

ア 特定の職員（以下「本件職員」という。）が特定時期に作成した「本件学校対策 特定の事業者（以下「本件事業者」という。） 教育委員会作成書類ファイル」（以下「本件行政文書1」という。）について

これは本件事故を起こした担当者のファイルであり、もっとも重要なものである。神奈川県（以下「県」という。）は本件事故の検証を行ったとしてきたが、本件行政文書1を処分したという回答は、社会的常識から理解できない。

イ 換気扇設置に関する資料（以下「本件行政文書2」という。）について

本件行政文書2を請求した理由は、換気扇設置の工事費を負担したものに責任が存在することを証明するためである。

ウ 特定の時期の旧教育施設課内の全ての会議録（以下「本件行政文書3」という。）について

本件事故に際して、旧教育施設課は具体的な説明をせず、理解できない内容の工事を本件学校に強制してきた。この工事は、本件事故が起きた現場を消し去りたかったとしか思えない。実施機関によると本件行政文書3も廃棄処分されたとのことだが、行政の犯罪的行為は、資料の処分ですべて終わりにしてよいのか。

エ 特定の時期に行われた特定の3者による会議録（以下「本件行政文書

4」という。)について

特定の者に対して、旧教育施設課は、様々な重要な情報を提供していた。本件行政文書4の公開以外に、この重大な事実関係を明確にすることはできない。

オ 旧教育施設課、本件事業者、特定の民間業者の3者で行われた対策方針会議録(以下「本件行政文書5」という。)について

本件事故の当事者が何を話し合い決めたのか。県は行政改革として本件事業者に工事を丸投げし、事故が起きてもだれも責任を取らない体制になってしまった。

カ 特定の工事決定に関する会議録(以下「本件行政文書6」という。)について

特定の工事には正当性はない。本件事故に際しては、教室内からの待避と健康診断の実施を考えるべきであった。

キ 本件職員の特定期の出張復命書(以下「本件行政文書7」という。)について

本件職員は、対策会議で非常に無責任な発言を続けた。本件職員が何を調べていたのか、何を隠そうとしていたのか、本件行政文書7は重要なものである。

ク 特定の工事实施計画書(以下「本件計画書」という。)及び特定の工事中止の経緯が記載された文書(以下「本件行政文書8」という。)について

本件計画書は、極めて悪質な工事計画である。当時の学校教育担当部長によって中止を命じられたことから、この事実は明らかである。

ケ 文部科学大臣から県への指導内容が記載された文書及び文部科学省への回答文書(以下「本件行政文書9」という。)について

国会にて特定日に行われた委員会において、大臣が「県の教育委員会とも十分な連携をとりながら、情報提供とか技術指導など対応を行ってまいりたい。」と答弁しているので、本件行政文書9は存在しているはずである。

コ 本件学校と同様の防水工事を行った学校における室内化学物質調査の

費用が記載された文書（以下「本件行政文書 10」という。）について

当該調査については、検査費用を誰が負担しているかが問題である。業者であれば、工事のミスが明確になり、県が支出していれば、教育委員会の落ち度や責任を認めたことになる。

(2) 本件学校と同様の防水工事を行った学校における室内化学物質調査結果報告書（以下「本件行政文書 11」という。）について

本件行政文書 11 については、検査機関が検査したわけではない上に検査した項目も少ない報告書もあり、検査として不十分で不満である。

### 3 実施機関（教育局行政部まなびや計画推進課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 不存在文書について

ア 本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 について

本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 については存在していたかどうか不明らかではなく、存在していたとしても、神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 9 条関係別表（以下「本件別表」という。）中、3 年保存とする「1 会議及び講習会に関するもの」若しくは「12 1 から 11 までに掲げるものに類するもの」に該当すると考えられ、保存期間を満了し処分されているため存在しない。

イ 本件行政文書 9 について

本件行政文書 9 の作成又は取得に関与した可能性のある職員への聞き取り調査及び現存する行政文書の確認を行ったが、本件行政文書 9 の作成又は取得の事実自体が確認できなかった。もし存在していたとすれば保存期間は 10 年となっていたと考えられるため、処分されていることはないはずだが、存在していないということは、そもそも文書という形での指導はなかったものと考えている。

ウ 本件行政文書 10 について

本件行政文書は保存期間満了により処分されているため、不存在である。

(2) 本件行政文書 11 について

本件行政文書 11 は、本件事故に係る工事関係資料・測定記録であったため、保存期間終了後も保存されており、異議申立人に公開することができた。本件行政文書 11 には、特定の個人が識別される情報が含まれるため、神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するとして一部非公開とした。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書 1～本件行政文書 10 の存否について

###### ア 本件行政文書 1～本件行政文書 8 について

(ア) 実施機関は、本件行政文書 1～本件行政文書 8 については、存在していたかどうかは明らかではなく、存在していたとしても、保存期間を満了し処分されているため存在しないと説明している。

(イ) 本件行政文書 1～本件行政文書 8 が存在していたと仮定して、当該文書の保存期間が何年間に該当するのか、審査会が本件別表を元に確認したところ、以下のとおりとなった。

###### a 本件行政文書 1 について

本件行政文書 1 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、担当者の手持ちファイルということから、様々な会議等で検討された事項や決定した対応策等が記載されていることが予想され、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「12 1 から 11 までに掲げるものに類するもの」に該当すると考えられる。

###### b 本件行政文書 2 について

本件行政文書 2 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、換気扇設置に関わる会議録であれば、本件別表

の3年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられ、工事費に関わる文書であれば、本件別表の5年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの（3年保存とするものに属するものをのぞく。）」に該当すると考えられる。

c 本件行政文書3～本件行政文書6について

本件行政文書3～本件行政文書6にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、会議録ということであれば、本件別表の3年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられる。

d 本件行政文書7について

本件行政文書7については、本件別表の3年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「4 職員の服務に関するもの」に該当すると考えられる。

e 本件行政文書8について

本件行政文書8のうち、本件計画書について判断すると、一般に工事の計画については、当該計画の規模や契約金額の多寡、計画に至る経緯や関係者の状況等により、文書の位置づけ及びその保存方法は異なってくるものと思われるが、工事の「計画」という点から、本件別表の5年保存とするもののうち、「1 事業の計画及び実施に関するもの」、事業の検討経過という点から本件別表の3年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は実現に至らなかった計画という点から、本件別表の1年保存とするもののうち、「3 一時的な庁内外往復文書等」などといった項目に該当すると考えられる。

次に、本件行政文書8のうち、特定の工事中止の経緯が記載された文書について判断すると、工事などの実施や中止されるに至る経緯については一般的に何らかの会議や打ち合わせを経て策定されるのが通例であるから、本件別表の3年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられ

る。

(ウ) いずれにせよ、本件行政文書1～本件行政文書8については、存在していたとしても3年保存又は5年保存文書であることが推測され、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書1～本件行政文書8は存在しなかった。

したがって、本件行政文書1～本件行政文書8について、存在していたとしても保存期間を満了し処分されているため存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

イ 本件行政文書9について

(ア) 実施機関は、本件行政文書9の作成又は取得に関与した可能性のある職員への聞き取り調査及び現存する行政文書の確認を行ったが、本件行政文書9の作成又は取得の事実自体が確認できなかったと説明している。

(イ) 当審査会が実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書9は存在しなかった。

実施機関の説明の他に本件行政文書9の存在を示すような特段の事情は認められないので、本件行政文書が存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

ウ 本件行政文書10について

(ア) 実施機関は、本件行政文書10は保存期間を満了し処分されているため、不存在であると説明する。

(イ) 本件行政文書10は、本件別表によると、5年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの」に該当すると考えられ、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書10は存在しなかった。

したがって、本件行政文書10について、存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

(3) 本件行政文書11について

ア 異議申立人は、本件行政文書11で非公開とされた個人情報（以下「本件個人情報という。」）の公開の適否に関する異議は主張していないものの、念のため、条例第5条第1号該当性について判断する。

審査会として本件個人情報を確認したところ、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

イ その他

異議申立人は、本件行政文書 11 に記載されている調査自体の内容の適否について主張しているが、当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、当該異議申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 5 月 7 日	○ 諮問受理
5 月 10 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 31 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 4 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 24 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 26 年 3 月 6 日 (第 134 回部会)	○ 審議
3 月 19 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 28 日 (第 135 回部会)	○ 審議
4 月 21 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
4 月 24 日 (第 136 回部会)	○ 審議
5 月 22 日 (第 137 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 138 回部会)	○ 審議

7月24日 (第139回部会)	○ 審議
8月25日 (第140回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員

(平成 26 年 9 月 24 日現在) (五十音順)